

2022 年の付加価値税、法人税の納付猶予措置について

2022年7月20日

I-GLOCAL CO., LTD.

Vo Thi Nguyen Linh

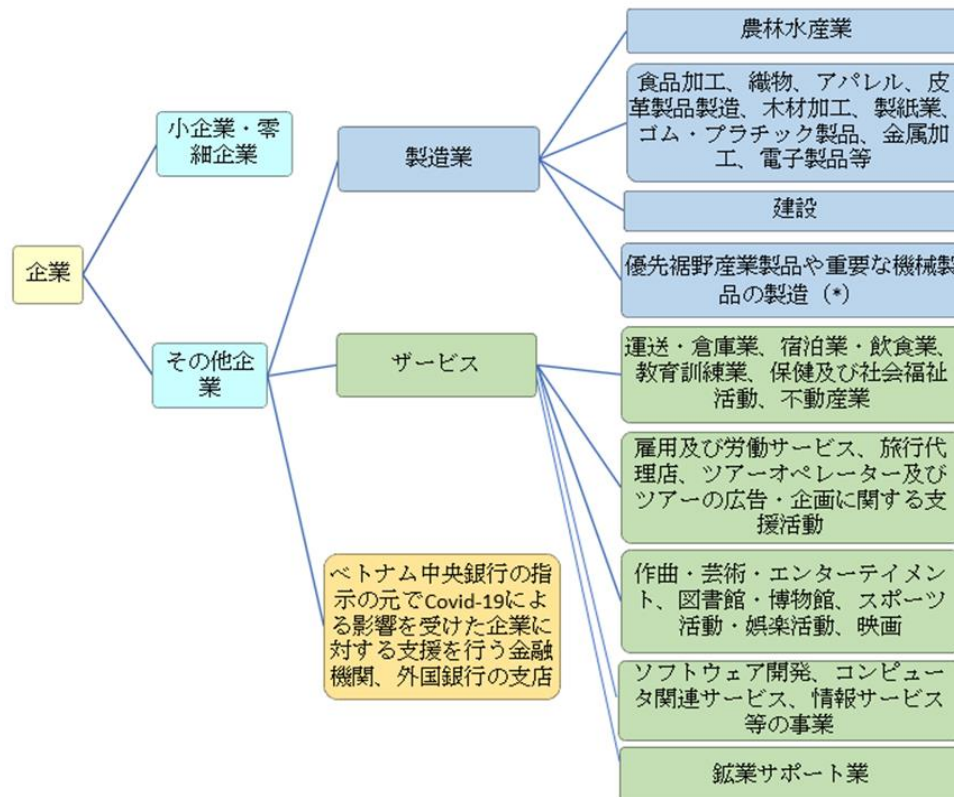
はじめに

新型コロナウイルス感染症のパンデミック後、経済の回復と安定を目的とした生産と事業活動を支援するために、2022 年 5 月 28 日にベトナム政府は企業・個人事業主・金融機関の付加価値税、法人税、土地賃貸料の納付猶予措置に関する政令 Decree No.34/2022/ND-CP(以下、「Decree 34」)を発行した。本稿では、同措置の対象企業、延長後の付加価値税・法人税の納付期限、申請手続およびその他留意点について説明する。

1. 対象企業

Decree 34 によると、次の業種に該当し、2021 年度または 2022 年度に売上が発生している企業の場合、付加価値税と法人税の 3 カ月～6 カ月の納付猶予が認められる。企業が複数の事業を行っている場合、登録済み事業内容の中に適用対象事業が含まれており、かつ当該事業(適用対象事業)から 2021 年度または 2022 年度に売上が発生していれば、企業全体の付加価値税・法人税について納付延期が可能である。

<適用対象事業>





I-GLOCAL
incubate the next

(*)優先裾野産業製品の明細については2015年11月3日付の政令 Decree No. 111/2015/ND-CP に、重要な機械製品の明細については2018年3月15日付の決定 Decision No. 319/QĐ-TTg に記載されている。

なお、小企業・零細企業については、事業にかかわらず適用可能となっている。

小企業・零細企業の定義は Decree 34 では言及されておらず、2021年8月26日付の政令 Decree No. 80/2021/ND-CP の第II章第5条を参照する必要がある。

小企業・零細企業の定義をまとめると以下の通りである。

企業規模	業種	判断基準		
		強制保険に加入している労働者の年間平均人数	年間売上	または 総資本金
零細企業	農業、林業、水産、工業、建設	≤10人	≤30億ドン	≤30億ドン
	商社、サービス業	≤10人	≤100億ドン	≤30億ドン
小企業	農業、林業、水産、工業、建設	≤100人	≤500億ドン	≤200億ドン
	商社、サービス業	≤50人	≤1000億ドン	≤500億ドン

2. 延長後の納付期限

●付加価値税(輸入で発生する付加価値税を除く)

企業の付加価値税の申告頻度は、月次の場合と四半期ごとの場合があるが、それぞれ申告頻度に応じ以下の通り納付期限が延長される。

<月次申告企業の場合>

- ・2022年3月～5月:6カ月間
- ・2022年6月:5カ月間
- ・2022年7月:4カ月間
- ・2022年8月:3カ月間

<四半期申告企業の場合>

- ・2022年第1四半期:6カ月間
- ・2022年第2四半期:5カ月間



I-GLOCAL
incubate the next

●法人税

2022年度の第1四半期・第2四半期に対する法人税の予定納税が対象となり、それぞれ納付期限が3カ月延長される。

12月決算企業の場合の延長イメージは以下の通りである。

税金	採用中の申告 納付方式	申告納付期間	従来の納税期限	延期後の納税 期限	
付加価値税 (輸入時の付 加価値税を除く)	月次申告	2022年3月	2022年4月20日	2022年10月20日	
		2022年4月	2022年5月20日	2022年11月20日	
		2022年5月	2022年6月20日	2022年12月20日	
		2022年6月	2022年7月20日	2022年12月20日	
		2022年7月	2022年8月20日	2022年12月20日	
		2022年8月	2022年9月20日	2022年12月20日	
		2022年第1四半期	2022年4月30日	2022年10月30日	
		2022年第2四半期	2022年7月31日	2022年12月31日	
	法人税	四半期申告	2022年第1四半期	2022年4月30日	2022年7月30日
			2022年第2四半期	2022年7月31日	2022年10月31日

その他、下記4点についても注意が必要である。

- (1) 納付期限は延期されるが、税務申告書の税務局への提出期限は延期されない。
- (2) ベトナムでは企業の決算期は12月以外に3月・6月・9月が認められているが、12月決算以外の企業であっても、同様に2022年度第1・2四半期の納付期限を3カ月延長できる。
- (3) 税務申告を修正する(修正申告)ことによって追加納税が必要になる場合、当初の納税について納付猶予を申請していれば、追加納税分も猶予対象となる。
- (4) 本社以外に独立支店があり、本社とは別に付加価値税の申告を行っている場合は、支店分は個別に納付猶予の申請を行う必要がある。

おわりに

以上が、Decree 34に規定される付加価値税・法人税の納付猶予措置のまとめである。本政令は同日に即時発効する。納税猶予は資金繰りの改善に繋がるため、是非今回の納付猶予措置を有効に活用いただきたい。



I-GLOCAL
incubate the next

参考文献

2022年5月28日付政令 Decree No.34/2022/ND-CP

<https://www.i-glocal.com/>

本レポートに関するお問い合わせはこちらまで: info@i-glocal.com